

札幌市の高すぎる国保料を引き下げる会

2016年9月1日

【会の目的】

行政も認める程の高すぎる市の国民健康保険料。収入の1割を超える世帯もあります。収入に対して保険料負担が高すぎるため、加入世帯の15%以上が滞納世帯になっています。協会けんぽや共済組合の保険料と比べても、同じ収入では1.7～2倍の負担という重さです。保険料が暮らしを圧迫し、払いたくても払えない実態が多くなっています。

払えない世帯に対し、医療を受ける権利を阻害する資格証明書の発行や、差押えなどの強化は逆効果であり、高すぎる国保料を払える国保料にすることが大前提です。私達は、各種減免制度などの改善と共に、何よりも国民健康保険料の引き下げを求めて活動します。

特に、国保は2018年からの都道府県単位化が決まり、自治体ごとの独自性を奪われていく方向が決められています。国は都道府県化に向けて保険者支援金を全国に出していますが、道内ではその支援金で保険料を下げている自治体もある一方で、札幌市は国保会計への一般財源からの繰り入れを減らすことに使い、高い保険料の軽減に使っていません。市町村にまだ権限がある今の時期に、国保世帯の高すぎる国保料を下げる必要があります。

1. 高すぎる国民健康保険料の引き下げを、市に求めます。
2. 高すぎる国保料の実態や、使いづらい減免制度などの実態を明らかにし、制度の改善を求めます。

【会の決まり】

1. 名称を「札幌市の高すぎる国保料を引き下げる会」と称し、事務局を札幌社会保障推進協議会に置きます。
2. 「会」は目的に賛同する団体、個人の加入とします。
3. 「会」は目的を遂行するための、宣伝、署名、学習、啓蒙等の活動を行います。
4. 「会」には代表1人、副代表を若干名、事務局長1人、事務局次長、運営委員を若干名置き、運営会議を適宜開きます。
5. 総会は加入団体の代表の過半数の出席で開きます。会の目的・決まり、役員、「会」の改廃は総会で決め、日常的な運営は選ばれた役員による運営会議で決めます。
6. 「会」の財政は、加入団体と個人による任意の拠出金と募金で賄います。
7. その他、「会」の決まりにない点は運営会議で協議します。
8. 「会」の活動は、陳情署名の提出などの区切りとなる、2016年12月末を期限とします。その後の活動を継続するかどうかについては総会で確認します。

札幌市の高すぎる国保料を引き下げる会 申込書

団体名・個人名		
住所		
連絡先	電話	FAX
	Email	
代表者等の氏名		

送付先：札幌市白石区菊水3条3丁目 井上ビル 北海道勤医協本部内 札幌社保協

FAX 821-3701 Email s-syaho@kin-ikyo.or.jp